

雇児発0521第11号  
平成27年5月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

「養育支援訪問事業の実施について」の一部改正について

標記について、「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号本職通知。以下「本職通知」という。)により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 養育支援訪問事業実施要綱新旧対照表

改正後（子ども・子育て支援交付金）	改正前（保育緊急確保事業）
別紙  養育支援訪問事業実施要綱	別紙  養育支援訪問事業実施要綱
<b>1 事業の目的</b> (略)	<b>1 事業の目的</b> 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業。）
<b>2 実施主体</b> 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。	<b>2 実施主体</b> 実施主体は、市町村(特別区を含む。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
<b>3 事業の内容</b> (略)	<b>3 事業の内容</b> 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。 (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家

改正後（子ども・子育て支援交付金）	改正前（保育緊急確保事業）
	<p>庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p><b>4 実施方法</b></p> <p>(略)</p>

改正後（子ども・子育て支援交付金）	改正前（保育緊急確保事業）
	<p>たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。</p> <p>なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。</p> <p>(4) 支援内容の決定方法</p> <p>この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。</p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。</p>
5 費 用	5 費 用

(略)

## 5 費 用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

**改正後全文**

雇児発 0529 第 33 号

平成 26 年 5 月 29 日

雇児発 0521 第 11 号

平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

**養育支援訪問事業の実施について**

標記については、今般、別紙の通り「養育支援訪問事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 別紙

### 養育支援訪問事業実施要綱

#### 1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定される事業。)

#### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### 3 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

#### 4 実施方法

##### (1) 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- ア 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- イ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- ウ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

#### （2）訪問支援者

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

#### （3）研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

#### （4）支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要な可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

## 5 費 用

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。